

伊根町立学校教育職員の働き方改革に係るお知らせ

伊根町では令和2年に「伊根町立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、令和3年度には、国や府の教育職員の働き方改革推進の方針に沿い、教育委員会事務局と教育職員（管理職・一般職）の構成員による「伊根町立小中学校働き方改革推進会議」を設置し、教育職員を対象とする意識調査や勤務実態資料をもとに働き方改革の推進に努めてきました。

全国的に新型コロナウイルス感染症がまん延する中、十分な取組には至らず大きな改善が見られずに推移していましたが、令和6年度末に「推進会議」の要綱を見直し、令和7年度からは会議の開催回数及び開催月、各会議における主な議題内容について明確にして取り組み、到達目標の設定や教育職員を対象とする意識調査も実施しました。

課題は多々残されていますが、これまでの取組で教育職員の意識や職場の労務環境などは、徐々に改善が見られるようになりました。令和8年度以降も、教育職員の働き方改革をより一層推進することにより、子どもたちへの教育に熱心に取り組んでいただいている教育職員一人一人に健康な状態で、自らの専門性を最大限発揮し、「伊根町ならではの教育」に邁進していただきたいと考えています。

については、学校関係者だけではなく全町民の皆様方にも、改めて、伊根町立学校教育職員の現状と本推進会議の取組内容などをお伝えさせていただき、皆様方の深いご理解と温かいご支援を今まで以上に賜りたいと存じます。

1 時間外在校時間の状況 <令和7年度 学期別・月の平均>

	45 時間以下	45 時間超過－ 60 時間以下	60 時間超過－80 時間以下	80 時間超過
1 学期	74% (25/34 人)	20% (7/34 人)	6% (2/34 人)	0%
2 学期	91% (31/34 人)	6% (2/34 人)	3% (1/34 人)	0%

※ 2 学期は夏季休業中も含めての学期平均

2 学期別・学校別の時間外在校月平均時間最長<月・時間>

	A校 4 月	B校 5 月	C校 5 月
1 学期	60 時間	69 時間	77 時間

	A校 1 0 月	B校 1 0 月	C校 1 0 月
2 学期	52 時間	68 時間	97 時間

3 教職員意識調査の結果 <令和7年9月実施>

- ① 「働き方改革」は進んでいないとの回答→ 5 割
- ② 「働き方改革」を意識していると回答→ 9 割弱
- ③ 「働きがいのある職場」と思っていると回答→ 7 割弱
- ④ 「働きやすい職場」については、肯定的回答→ 5 割弱、否定的回答→ 4 割
- ⑤ 「働きがい」と「働きやすさ」のバランスについては、肯定的回答→ 3 割強
否定的回答→ 5 割

【裏面に続く】

4 令和8年度の時間外在校等時間に関する到達目標

- ① 時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員をゼロにする。

※ 令和7年度目標と同じ

- ② 時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員を伊根町全体の 1/5 以下に削減する。

※ 令和7年度目標から目標値更新（「1/4 以下」→「1/5 以下」）

国は令和11年度までに、年間の時間外在校等時間を月平均 30 時間程度に削減

- 5 令和8年度の“働きがい”と“働きやすさ”に関する到達目標
 - ① 教育職員を対象にした意識調査項目「伊根町立学校は“働きがい”と“働きやすさ”のバランスがとれていると感じますか？」において、肯定的回答を6割以上にする。

- 6 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた主な業務見直し
 - ① 学校以外が担うべき業務
 - ア 特別の事情がない限り、児童の下校時に教育職員が付き添いすることは行わない。
→ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など学校では対応が困難だと校長が判断した事案については、伊根町教育委員会の対応とする。
 - ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - ア 特別の事情がない限り、公式戦や練習試合が実施されない週休日や休日等（振替休業日含む）においては部活動顧問が参加せず、部活動支援員に指導を委ねる。
→ 部活動支援員に係る予算増額を図る。
 - ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - ア ICカードによる出退勤・サービス管理機能を校務支援システムに追加する。
→ 試験導入後に本格実施する予算確保を行う。

- 7 学校における措置の推進
 - ① 各学校の年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要なよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小1で956単位以上、小2で1,016単位以上、小3で1,051単位以上、小4以上で1,086単位以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
 - ② 上記①とともに、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を平準化するために週当たり授業時数を工夫する。
 - ③ 実施目的が形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、勤務時間内での活動の設定など、週程表の工夫を行う。

- 8 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組
 - ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師の面談指導を実施する。
 - ② 午後8時以降退勤の状況把握を継続して行い、各校の現状を推進会議、定例校長会議、教頭会議等で示すことにより課題意識を共有し取組を推進する。

★令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、文部科学省では、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改正しました。

本推進会議としましても、法や指針に則した措置内容等を検討し、未来を託す子どもたちへの教育を充実させるために教育職員の業務量を適切に管理し健康を確保できる職場環境をつくるために尽力して参りますので、皆様方の多大なるご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

伊根町立小中学校働き方改革推進会議
会長 岩佐 好正